

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
全国信用協同組合連合会	45,568	39,997
株式会社商工組合中央金庫	3,877	1,153
株式会社日本政策金融公庫	490,494	433,032
独立行政法人住宅金融支援機構	5,993,565	5,319,493
独立行政法人勤労者退職金共済機構	62,142	60,534
独立行政法人福祉医療機構	402,057	357,389
その他	51,480	48,500
合 計	7,049,183	6,260,098

国内為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	130,476	74,796	125,983	77,560
	他の金融機関から	212,371	102,622	212,270	96,354
代金取立	他の金融機関向け	2,267	808	2,033	784
	他の金融機関から	394	497	394	167
合 計	345,508	178,723	340,680	174,865	

外国為替取扱高(取次実績)

(単位：ドル)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	
貿 易	易	31,257	—
	輸 出	31,257	—
	輸 入	—	—
貿 易	外	436,911	211,354
合 計	計	468,169	211,354

公共債窓販実績

(単位：千円)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度
国債・その他公共債	63,000	15,000

コンプライアンス(法令等遵守)体制

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、理事会をはじめ経営会議で法令等遵守に関する諸問題について協議・決定する体制をとっております。

<法令等遵守に対する基本方針>

- (1) 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- (3) 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

法令等遵守を着実に実践するため、役員及び部店長自らが誠実かつ率先垂範してコンプライアンスに取り組むとともに、集合研修の実施と併せ、全員に配布済の冊子「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」等を教材として、職場内教育を実施し、全員が各業務において遵守すべき法令や必要とされる法務知識を理解し、日常業務に反映できるように努めております。

リスク管理体制・自己資本の充実の状況

当組合は自己責任原則に基づく健全経営を維持する観点から各種リスクに適切に対応するため、リスク管理の強化・充実に努めております。

また、会計処理の透明性をより高めるため、外部監査法人(なぎさ監査法人)による外部監査を定期的に受けております。

一定性的事項一

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・銀行勘定における金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

- ・リスクの説明
信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の経営状況の悪化により資産価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

・管理体制

当組合では、貸出資産等の健全性を確保するため、厳正な審査基準に基づき対応し、特定の業種や大口与信に偏らないよう留意しております。

・評価・計測

当組合では、パーゼルⅡにおける標準的手法を採用しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当計上基準」に基づき、算出しております。一般貸倒引当金については、正常先、その他要
注意先、要管理先それぞれの債務者区分ごとの債権額に、それぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先は未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先は未保全額を予想損失額として算出しております。

なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適切な計上に努めております。

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用している適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。
 - ・R & I (株格格付投資情報センター)
 - ・J C R (株日本格格付研究所)
 - ・Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
 - ・S & P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス)
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
当組合では信用リスクの削減手法については、バーゼルⅡにおける簡便法を採用しております。
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
該当ございません。
- 証券化エクスポージャーに関する事項
 - ・リスクの説明
担保資産の運用実績による価格変動により被るリスクのことで、
 - ・管理体制
当組合における証券化エクスポージャーについては、「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っております。また、信託財産報告書を基にした評価による定期的なモニタリングの実施を行っております。
- 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称
当組合では信用リスク・アセット額の算出は、バーゼルⅡにおける標準的手法を採用しております。
- 証券化取引に関する会計方針
金融商品会計基準に準じております。
- 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの評定に使用する適格格付機関の名称
適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。
 - ・R & I (株格格付投資情報センター)
 - ・J C R (株日本格格付研究所)
 - ・Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
 - ・S & P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス)
- オペレーショナル・リスクに関する事項
 - ・リスクの説明
オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと等から金融機関が損失を被るリスクのことで、
具体的には、事務ミス、システム障害、不正等の内部管理上の要因や、災害、テロリズム、犯罪等の外部要因により損失が発生するリスクのことで、
 - ・管理体制
特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取組んでおります。
システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、安定した業務遂行ができるよう、多様化・複雑化するリスクに対して、管理体制の整備に努めております。
その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、顧客情報保護管理、さらには各種商品に対する説明の徹

- 底など、顧客保護の観点から管理体制の整備に努めております。
- ・評価・計測
当組合では、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しております。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は基礎的手法を採用しております。
- 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
当組合における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、株式関連投資信託及び出資金が該当します。
株式関連については、「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っており、出資金については、「自己査定基準」に基づき、適切なリスク管理に努めております。
また、リスクの状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施しており、その状況については、経営会議等へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
- 銀行勘定における金利リスクに関する事項
 - ・リスクの説明
金利リスクとは、市場金利の変動によって保有資産の価値が減少した場合に、金融機関が被るリスクのことで、
 - ・管理体制
当組合では、定期的に金利リスクを算出・管理し、資産価値の変動や将来の収益性に対する影響についての対応を図る体制整備に努めております。
 - ・評価・計測
当組合では、バンキング勘定の金利リスクについて、バーゼルⅡの指針に基づき計測を行い、管理しております。
- 内部管理上を使用した金利リスクの算定手法の概要
金利リスクについては、以下の定義に基づいて算出しております。
 - ・計測手法
信用組合で構築したSKC・ALMシステムを用いて、金利ショック幅を1(99)%タイル値としてバンキング勘定の金利リスク(市場金利が1(99)%タイル値変動した時の現在価値変化額)を計測する手法を採用しております。
 - ・コア預金
対 象：流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)
算出方法：①過去5年の最低残高②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高③現残高の50%相当額、以上3つのうち、最小の額を上限として算出
満 期：5年以内(平均2.5年)
 - ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
 - ・金利ショック幅
99パーセンタイル値
 - ・リスク計測の頻度
毎月

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する事項
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・銀行勘定における金利リスクに関する事項

〈自己資本の構成に関する事項〉

(単位：千円)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	項 目	平成 23 年度	平成 24 年度
(自 己 資 本)			自己資本総額 (A)+(B)=(C)	11,204,880	11,409,675
出 資 金	1,002,753	1,110,971	他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当額	—	—
非累積的永久優先出資	—	—	負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資 並びにこれらに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク 削減手法として用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる 証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つO/S トリップス (告示第 223 条を準用する場合を含む)	—	—
利益準備金	1,002,753	1,110,971	控除項目不算入額 (△)	—	—
特別積立金	8,650,000	8,750,000	控 除 項 目 計 (D)	—	—
繰越金 (当期末残高)	279,827	207,861	自己資本額 (C)-(D)=(E)	11,204,880	11,409,675
そ の 他	—	—	(リスク・アセット等)		
自己優先出資 (△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	91,393,879	94,765,204
自己優先出資申込証拠金	—	—	オフ・バランス取引等項目	651,767	366,962
その他有価証券の評価差損 (△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額 を 8% で除して得た額	6,522,987	6,206,358
営業権相当額 (△)	—	—	リスク・アセット等計 (F)	98,568,633	101,338,524
のれん相当額 (△)	—	—			
企業結合により計上される 無形固定資産相当額 (△)	—	—	単体 Tier1 比率 (A/F)	11.09%	11.03%
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額 (△)	—	—	単体自己資本比率 (E/F)	11.36%	11.25%
基本的項目 (A)	10,935,333	11,179,803			
土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の 45%相当額	60,264	59,491			
一般貸倒引当金	209,283	170,381			
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—			
補完的項目不算入額 (△)	—	—			
補完的項目 (B)	269,547	229,872			

1. 自己資本調達手段の概要 (平成 24 年度未現在)
当組合の自己資本は、普通出資と優先出資が調達手段です。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準である 4% を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分確保しております。

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。
2. 本開示は、金融庁告示第 22 号により算出しております。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

(単位：百万円)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	92,045	3,681	95,132	3,805
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	91,576	3,663	94,996	3,799
(i) ソブリン向け	1,646	65	1,895	75
(ii) 金融機関向け	29,786	1,191	28,536	1,141
(iii) 法人等向け	24,024	960	27,312	1,092
(iv) 中小企業等・個人向け	16,136	645	15,674	626
(v) 抵当権付住宅ローン	1,757	70	1,566	62
(vi) 不動産取得等事業向け	12,383	495	14,678	587
(vii) 3 ヶ月以上延滞等	1,748	70	1,420	56
(viii) その他	4,096	163	3,915	156
②証券化エクスポージャー	469	18	136	5
ロ. オペレーショナル・リスク	6,523	260	6,206	248
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	98,568	3,942	101,338	4,053

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「3 ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i) ~ (vii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には名寄せ後 1 億円超の貸出債権等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法}}{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ 取引			
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
国 内	204,070	205,884	96,423	95,939	25,746	29,511	—	—	2,941	2,540
国 外	48,338	45,472	—	—	48,338	45,472	—	—	—	—
地 域 別 合 計	252,408	251,356	96,423	95,939	74,085	74,983	—	—	2,941	2,540
製 造 業	12,304	13,783	8,527	7,700	3,777	6,082	—	—	378	446
農 業、林 業	966	893	966	893	—	—	—	—	73	69
漁 業	1,501	1,397	1,501	1,397	—	—	—	—	73	38
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	11,324	11,332	10,321	9,827	1,003	1,504	—	—	353	311
電気・ガス・熱供給・水道業	2,162	2,174	246	260	1,916	1,913	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,461	1,031	62	124	1,394	901	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3,904	4,569	2,913	2,567	991	2,002	—	—	63	63
卸 売 業、小 売 業	14,926	14,062	11,415	10,043	3,511	4,018	—	—	447	311
金 融 業、保 険 業	127,725	124,453	4,815	7,323	46,986	43,412	—	—	—	—
不 動 産 業	17,183	20,014	15,367	17,026	1,808	2,980	—	—	970	777
物 品 賃 貸 業	132	114	132	114	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	666	645	666	645	—	—	—	—	9	9
宿 泊 業	1,519	1,538	1,519	1,538	—	—	—	—	26	26
飲 食 業	3,032	2,873	3,032	2,873	—	—	—	—	37	24
生活関連サービス業、娯楽業	1,317	1,692	1,317	1,692	—	—	—	—	15	27
教育、学習支援業	36	57	36	57	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	318	309	318	309	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,182	4,134	4,182	4,134	—	—	—	—	125	128
そ の 他 の 産 業	485	463	485	463	—	—	—	—	—	3
国・地方公共団体等	18,838	17,055	11,574	9,888	7,264	7,167	—	—	—	—
個 人	17,029	17,065	17,029	17,065	—	—	—	—	372	308
そ の 他	11,398	11,703	—	—	5,430	5,000	—	—	—	—
業 種 別 合 計	252,408	251,356	96,423	95,939	74,085	74,983	—	—	2,941	2,540
1 年 以 下	80,838	70,296	24,030	23,458	5,205	5,112	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	24,284	40,910	10,373	10,223	10,903	14,651	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	31,127	27,640	13,651	11,860	10,463	12,775	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	16,171	12,046	10,192	10,723	5,979	1,323	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	22,816	23,567	11,491	9,267	5,312	8,287	—	—	—	—
10 年 超	61,269	62,422	25,060	28,869	33,208	30,552	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,903	14,475	1,626	1,539	3,013	2,280	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	252,408	251,356	96,423	95,939	74,085	74,983	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

経営管理体制

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.17をご参照ください。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
製造業	104	121	16	48	121	169	—	—
農業、林業	29	26	△2	0	26	26	—	—
漁業	29	41	11	1	41	42	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	192	147	△45	△19	147	128	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	29	26	△2	0	26	26	—	—
卸売業、小売業	288	272	△15	△19	272	252	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	405	335	△70	148	335	483	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	15	15	0	7	15	23	—	—
飲食業	402	367	△35	△46	367	321	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	50	46	△5	11	46	57	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	207	178	△28	△21	178	157	—	—
合計	1,757	1,581	△176	108	1,581	1,689	0	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	6,497	22,504	6,061	20,260
10	1,975	16,553	2,580	12,069
20	33,568	81,764	29,420	82,454
35	—	4,264	—	6,345
50	9,016	2,124	12,124	3,567
75	—	26,320	—	26,048
100	10,955	36,229	11,048	38,785
150	—	639	—	595
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	62,011	190,397	61,233	190,123

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

〈信用リスク削減手法に関する事項〉

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,830	8,476	3,287	2,864	—	—
①ソブリン向け	171	110	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,898	1,827	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	5,354	5,156	307	262	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	79	68	2,853	2,514	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,193	1,198	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	31	36	127	88	—	—
⑧その他	104	81	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 上記「保証」には告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には名寄せ後1億円超の貸出債権等が含まれます。

〈派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項〉

該当ございません。

〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

●オリジネーターの場合

該当ございません。

●投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,389	—	678	—
（i）不動産ローン	1,241	—	678	—
（ii）動産ローン	147	—	—	—

（注）再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20	749	—	678	—	5	—	5	—
50	639	—	—	—	12	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	—
350	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	—
（i）不動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
（ii）動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

〈出資等エクスポージャーに関する事項〉

●貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,205	3,205	3,131	3,131
非 上 場 株 式 等	918	918	918	918
合 計	4,123	4,123	4,050	4,050

（注）非上場株式等の時価については、取得価格（帳簿価格）を記載しております。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度
売 却 益	—	80
売 却 損	—	—
償 却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

評 価 損 益	平成 23 年度	平成 24 年度
	△ 253	△ 68

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

〈銀行勘定における金利リスクに関する事項〉

●金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額

（単位：百万円）

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	平成 23 年度	平成 24 年度
	406	407

（注）金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックはパーセンタイル値を用いて金利リスクを算出しております。